

## &lt;打合せ記録&gt;

所長	次長	総務課 課長	建築住宅課 課長	都市計画課 課長	課 僚	担当

施工状況が確認できないため、工事停止命令を送付した[REDACTED]の件について、第3者被害を防止するため、別添写しの文書を静岡法務局熱海出張所に持参し、経緯等を説明し、直接手渡したので報告します。

日時 平成15年2月28日（金）16時頃  
 場所 静岡地方法務局熱海出張所 カウンター  
 先方 [REDACTED]  
 当方 [REDACTED]

別添写しのとおり、熱土第72-22号の2の文書を渡し、経緯を説明

([REDACTED]) 文書については、本局にも報告する。  
 今回停止命令の出た区域内にあった水路（公共用財産用途廃止申請書受付済み）の表示登記が申請されたが、筆界が既存の土地の辺長と合致しないため、登記できない状況である。現在、修正中

また、この区域内を分筆をしたいと言っている。分筆だけなので申請されれば受け付けざるを得ないがそれで良いか。

[REDACTED] よろしいと思います。

[REDACTED] 命令の出た2つの区域は今後どうなるのか。

[REDACTED] 是正計画等を見て判断することになると思います。許可済みの区域については設計どおり施工しなおす等も考えられるが、申請者は既に違反をしてしまっており、信用に欠けるということで、行政手続きの手続きを経て、許可を取消すということも考えられる。

([REDACTED]) 広い面積を開発するには許可が必要だと知つていれば、県とか市に問合せたんだが、都市計画法に詳しくないので今回は迷惑をかけたかもしれない。

[REDACTED] こんなことはめったに無いことですから。

([REDACTED]) 周囲を回っている道路については、市に確認して市も了解しているので、道筋に地目変更を行ったがそれは良かったんですよね。

[REDACTED] そちらは問題ありません。